

第5回 配合飼料価格安定制度のあり方に関する検討会 議事次第

〔日時：令和6年6月26日（水）14:00～〕
〔場所：農林水産省畜産局第1会議室〕

1 開 会

2 議 事

- （1）「事務局案」の説明
- （2）意見交換
- （3）その他

3 閉 会

第5回 配合飼料価格安定制度のあり方に関する検討会

配付資料一覧

資料1 「事務局案」

(参考資料)

- ・ 第4回検討会資料
- ・ 第2回検討会議事要旨
- ・ 第3回検討会議事要旨
- ・ 第4回検討会議事要旨

事務局案 論点④～⑦（借入による財源確保、上限補填単価の設定、
最小補填単価の引上げ、通常基金財源の保有水準）及び当面の異常補填のあり方

現行

事務局案

異常基金

国費勘定

民間勘定

●財源措置

国が措置した額と同額を3基金で積み立て、同一単価で補填

●補填単価（異常補填）

各基金が横並びで

- ・ 補填単価
- ・ 借入れによる財源確保を同一とする運用

○ 各基金が決定する補填単価に応じ、国が同額を補助（負担割合1:1）する運用に改善（※1）

○ 各基金が、補填単価や借入れを個別に決定できる運用に改善（※1）

※1: 具体的な内容は、関係部局と調整し、補助金等交付要綱及び各基金、安定機構の規程を改定。

通常基金

A通常
基金B通常
基金C通常
基金

●補填単価（通常補填）

各基金の判断により、

- ・ 補填単価や上限・最小単価
- ・ 借入れによる財源確保を個別に決定可能

●保有水準（通常補填）

各基金が原則1年間分の財源を積立て

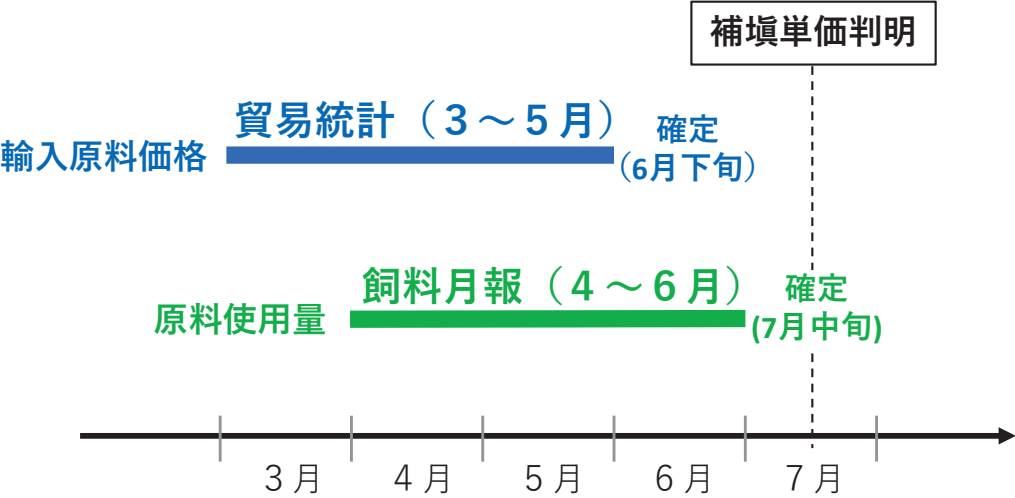
○ 各基金が、補填単価や借入れを個別に決定できることを明確化

○ 過度な水準にならない範囲内で各基金が積立てできる運用に改善（※2）

※2: 具体的な内容は、次期基本契約期間（令和7年度～10年度）における補填の発動状況等を踏まえて調整。

【現行】

（例）第1四半期の単価判明スケジュール



（参考）平成25年度における算定方法の見直し

	補填単価算定に用いるデータ	
	H25年度	H26年度～
異常補填	輸入原料価格	輸入原料価格
通常補填	配合飼料の改定額	輸入原料価格

⇒異常補填と同じく輸入原料価格の変化を捉えた仕組みへと見直し、公正・客観な指標の下で制度を運用

事務局の考え

通常補填単価の早期判明については、

- （1）補填単価算定に用いるデータの公正性・客観性・透明性が確保されること
- （2）原料穀物の流通・使用の実態に即していること
- （3）3基金共通の考え方により算出された限度額の範囲内で各基金が決定すること

を満たし、かつ、現行よりも早期に活用可能な指標について、本年秋までに基金において検討し、検証した上で提案いただきたい。

主な論点ごとの検討の進め方①（案）

主な論点	検討スケジュール	検討方針		全農基金	畜産基金	全日基
①通常基金と異常基金の構造	・ 継続的に検討	・ 構造の大幅な変更に関わることから、慎重な検討が必要		・ 通常・異常補填の2階建ての骨格は効果的で優れたもので重要と考えるため維持が必要	・ 通常基金と異常基金の一本化 ・ さらに、畜種別の交付基準を設定	・ 通常基金と異常基金の一本化 ①二階建てから平屋の間仕切り方式へ ②異常基金を廃止し、安定機構を通じて新基金に国費補助
②異常基金の発動基準緩和・国費負担の増加	・ 継続的に検討	・ 全額国費による緊急特別対策（予備費）は、非常事態における異例の措置であるほか、構造の大幅な変更に関わることから、慎重な検討が必要		・ 異常補填をはじめとして、状況に合わせ国費による特例対応等の発動を希望	・ 通常基金における民間借入れの負担軽減を含め、異常補填金の発動基準を下げ ・ さらに、異常基金は 国費負担による交付財源のみ	・ 急激な価格上昇に対応した補填上限の特例を新設 ①特例として補填上限を引き上げる（基準輸入原料価格の3割まで） ②特例補填金は国庫から拠出 （注）異常補填は廃止するため、新たな補填における国庫負担による特例措置を記載
③積立金の負担	・ 継続的に検討	・ 構造の大幅な変更に関わることから、慎重な検討が必要 ・ ただし、民間積立分の生産者とメーカーの負担割合は、各基金団体において設定可		・ 手厚く財源を作るため引き続き生産者、生産者団体がともに負担	・ 通常補填積立金は、加入生産者のみの積立金とする ・ 異常補填積立金は、国費のみの積立金とする	・ 補填金及び積立金にかかる民間負担の軽減 ①民間の補填負担の軽減（現状）民間8：国2⇒民間6：国4 ②民間の積立単価（必要額ベース）の引き下げ（現状の7割水準） ・ 最終的には、国と受益者（生産者）による補填制度とすべき
④財源の範囲で払い切り（借入による財源確保）	・ 集中的に方向性を検討	・ 3基金団体の意向が異なるが、検討を進める ・ ただし、通常基金については、各基金団体において設定可		・ 必要に応じて借入を実施 ・ 借入の判断は、過去の返済実績等を考慮	・ 払い切りとする ・ ただし、通常補填財源が不足する場合、その後、年度内に積み立てられる通常補填積立金総額（見込み）の範囲内で、理事会の決議により借入れ	・ ①補填上限の設定、②分割補填、③払い切りを組み合わせることで、借入金に依存した補填を抑止
⑤上限補填単価の設定	・ 集中的に方向性を検討	・ 3基金団体の意向が異なるが、検討を進める ・ ただし、通常補填については、算定した補填単価の範囲内で各基金団体において設定可		・ 設定せず、満額補填を行う	・ 「通常補填積立金単価の●倍まで」や「四半期配合飼料改定額まで」などの上限を設定	・ 補填水準に上限を設定 ・ 補填の上限は、原則、基準輸入原料価格の2割に設定
⑥最小補填単価の引上げ	・ 集中的に方向性を検討	・ 3基金団体の意向が異なるが、検討を進める ・ ただし、最小補填単価の水準は、各基金団体において設定可		・ 現状維持	・ 年度ごとの生産者積立金単価を最小補填単価として設定 <補足> ① 当単価の引き上げ改定を早期に実施し、通常補填財源の早期回復に繋げる。	・ 最小補填単価を現状の250円/トンから500円/トンに引き上げ
⑦通常基金財源の保有水準	・ 集中的に方向性を検討	・ 適正な保有水準について、検討を進める		・ 増やすべきであり、基本契約期間末の繰越財源の上限は撤廃するか、過去の借入最大額を目安に設定	・ 約2年分の通常補填財源残高をもって令和4年度に枯渇したことから、基本契約期間末の残高は年間積立額の2年分を目標に設定	・ 年間積立額の1～2年分程度の水準を基本とするが、2年分程度の財源を保持しておくことが望ましい
⑧補填単価の判明の早期化	・ 集中的に方向性を検討	・ 補填単価算定に用いるデータの公正性・透明性を確保する ・ 畜産生産者にとって分かりやすい仕組みを構築する		・ 早期化すべき ・ 配合飼料改定額から計算する以前の手法が簡明、原料相場や為替相場も材料になりうる	・ 配合飼料価格改定時に補填金交付の有無及び交付単価が判明する方式へ見直すべき	・ 貿易統計データの前倒し利用により、補填単価の判明及び補填金交付を早期化（2か月程度）
⑨通常補填3基金団体の統合	・ 継続的に検討	・ 3基金団体が統合に合意することが前提となる		・ 積立や補填の考え方に違いがあると統合は困難	・ 基金間格差是正や管理費の削減のため、安定機構を軸に統合	・ 基金事務の効率化及びコスト低減のため統合が必要

主な論点ごとの検討の進め方②（案）

主な論点	検討スケジュール	検討方針		全農基金	畜産基金	全日基
⑩事務システムの 共通化	・あり方検討会における議論の対象外			・現行システムは全国のＪＡで使われており、操作の変更や契約の方法、様式の変更への対応は困難	・畜産基金のシステム化は、膨大な費用が生じるため、現在の運営においては不可	・基金業務効率化は喫緊の課題、３基金統合は必要
⑪その他	・あり方検討会における議論の対象外			・通常基金の運用と異常基金の積立について各基金がそれぞれ計画的に判断できるように見直し ・時代に合わせた契約や事務処理の合理化を検討 押印廃止 書類の電子化（郵送の廃止） 電子端末での契約	—	・配合飼料価格の引上げに対する激変緩和という制度の根幹を堅持すべき ・手書伝票廃止等可能な省力化を図るべき

配合飼料価格制度のあり方に関する検討会（第2回） 議事要旨

1 開催日時：令和6年3月11日（月）14：00～16：20

2 場 所：農林水産省第2特別会議室

3 出席者：別紙「出席者一覧」のとおり

4 議事及びその要旨

（1）生産者団体からの制度に対する意見

（全国農業協同組合中央会）多くの経営体が制度による補填、緊急補填や特別対策で危機を乗り越えた。補填金額の大きさは、制度が生産基盤の維持に貢献した証左。農家戸数が減少する中、国産畜産物を将来にわたって供給するためにも生産基盤の維持・強化が必要。制度に対し生産現場からは評価の声があり、制度の維持を望んでいる。配合飼料は原料を海外に依存しており、急騰がいつ起こるかわからず、引き続き制度の激変緩和の仕組みの堅持が必要。生産者と飼料メーカーが積み立て、必要であれば借入も行って現行の対応を実施すべき。

（中央酪農会議）借入れを含めた各基金の対応や国による緊急支援はありがたいが、1,200億円以上の借入金を返しながらか制度を維持することは大変。一方で、世界の穀物生産や、1ドル150円を越すような円安の状況を考えると、将来的に配合飼料価格が下がる可能性があるのか懸念。制度を保持しつつ、食料の安全保障や、地域の維持のために国が所得補償のような形で第一次産業に補填すべき。

（全国肉牛事業協同組合）制度は継続してほしい。組合員からは満額補填を求める声だけでなく、補填の時期と返済の時期にずれが生じるため借金をしないように求める声もある。通常補填では3基金が類似の事業を行っているが、スリム化してほしい。仮に基金によって補填の方法が変わる場合には、生産者が基金間の移動を円滑に行えるよう検討願いたい。

（日本養豚協会）畜産農家にとって良い制度。前回の高騰時では借金を10年かけて返済したが、その間に養豚農家は半減。現在でも減少。金を受け取って廃業する人がいる中で、借金に残った人が返すという構造的問題に対応できていない。畜産物の価格転嫁も含めてやってほしい。4～5年かけて検討してもよいのではないか。また、通常補填と異常補填、3基金団体を統合して簡素化してほしい。

（日本養豚事業協同組合）制度によって多くの農家が救われたが、補填金を受け取ってから廃業する人もおり、無理な補填を行うため借入れし、その返済を次世代に回す形。頑張った人が報われる仕組みになっていない。価格高騰局面では経営体質の強化が本来の対応であり、制度はそれを前提に激変緩和を行うものであるはず。補填は生産者が将来返済するものであり、飼料メーカー負担分は飼料価格に上乗せして返済される。コストダウン等の経営努力の足枷になってはならない。1,200億円の返済をしつつ次の高騰に向けて積増しもするという厳しい状況。

（日本養鶏協会）制度は激変緩和対策として機能し、助けられたが、高止まりが長期化するのは想定外。制度疲労がある。借入してまでの補填は望まず、財源がなくなれば補填は打ち切りでよいとの声もある。基金の借金は隠れ債務になっていることを懸念。

昨年は卵価が高く、予期せぬ形で黒字を確保できたが、納税に際してはキャッシュの準備に苦労した。生産や畜産物相場に連動した補填制度は作れないだろうかという声もある。

（日本食鳥協会）肉用鶏の1経営当たりの補填額は推計で約4,400万円と非常にありがたい制度。肉用鶏には収入保険はあるがコスト増には対応できず、制度しかセーフティネットが

ない。制度に異を唱えるところはないが、辞めていく人の借金を誰が払うかという問題は考える必要。

（中央畜産会）補填に 5,700 億円超という巨額を費やしたが、激変緩和のための制度であり、その間に生産性向上や価格転嫁を行うことが基本。畜種別の経営安定対策と両輪で考えることも必要。大家畜は、国産飼料基盤に立脚した経営の確立も必要。

全農基金は補填を重視する一方、全日基は財源の範囲内での補填、と意見が異なる。基金毎に裁量を持たせ、自由度を高めるのも重要。生産者が各々の経営に応じて契約する基金を選択することで、経営感覚の向上にも寄与するような措置を考えるべき。コスト低減対策などの前向きな支援も重要。

（２）意見交換（基金団体から生産者団体に対して質問）

【質問】（全国畜産配合飼料価格安定基金）基金団体は事業内容がほぼ同じでありながら、配合飼料の購入先で３つに分かれている。３基金を統合することに対しての見解をお聞きしたい。

（全国肉牛事業協同組合）１つにまとめたらどうかとの意見が多い。

（全国農業協同組合中央会）ＪＡグループとしては、生産者と飼料メーカーで積み立てつつ、必要に応じて借入れも行い、しっかりと影響緩和を行っていききたい。基金毎に裁量を持たせるべきとの意見もあり、必ずしも統合すればよいわけではない。

（日本養豚協会）基金団体の一本化は一つの方法かもしれないが、そもそも農家は借金の実態を知らない。農家に現状を周知し、意識を変えなければ、基金を一本化しても状況は変わらない。

【質問】（全日本配合飼料価格畜産安定基金）異常基金は多額の借金を抱えて事実上破綻状態にあり、生産者との契約更新を継続できるか懸念。制度発足以来、財源負担の比率が民間に偏重しており、６割近くを負担している飼料メーカーは耐えがたい状況のため、異常と通常の両基金の一本化によるスリムかつ分かり易い仕組みを提案している。見解をお聞きしたい。

（日本養豚事業協同組合）賛成。複雑な基金のシステムが末端の生産者に理解されていない。

（日本養鶏協会）生産者にわかりやすい仕組みが必要。スリム化することに賛成。

（全国農業協同組合連合会）補填の交付に感謝の声を頂いている。仮に借入をしなかった場合、令和４年度第２四半期以降は約２千円の補填となった。それで畜産経営が継続できたかどうか疑問。借入金返済に積立金の２割程度を回し、残りは補填財源に充てることができ、無理はない。借入れを絞ると補填が出ずに廃業が増え、むしろ借金が返せなくなるかもしれない。今回はやむなく借り入れたが、日頃から極力積み立てて、財源を作っておくことが重要。

（日本養豚協会）全農の話はわかるが、それは全農が金融機関をもっているから。商系は計画書を作って金融機関から借金をしている。全農は補填や積立の話の前に生産者にしっかりと営農指導してほしい。

（全国農業協同組合連合会）全農は、金融の指導体制を有するとともに、生産性の向上の指導も行っている。基金の積立をしなかった時期や無事戻しをしていた時期もあったので、そういうことを止めて、日頃からたくさん積んで備えておき、借入れは最後の手段というのが我々の考え。

【質問】（全国畜産配合飼料価格安定基金）畜種別に補填金を交付することに対する見解を聞きたい。

（全国農業協同組合中央会）全畜種一律という意味で現行の補填単価は公平だが、補填単価を分けると支援の公平性に納得感が得られるか懸念。制度の影響緩和の効果は速やかに発揮されるべきであり、算定は可能な限りシンプルであるべき。現行制度の全畜種一律の単価が明確。

（全国肉牛事業協同組合）畜種によって資金の回転が違い、肉用牛でも肥育と繁殖で違う。一律の補填はどうかと思う。

【質問】（全日本配合飼料価格畜産安定基金）今の制度には借金を回避する仕組みがない。借金しない又は少額で済むよう、補填に上限を設けることや、分割補填の実施、財源の範囲内での払い切りなどを制度の中に措置することについて、ご見解をお聞きしたい。

（日本養豚事業協同組合）制度の算定は過去1年との比較のはずが、緊急補填が創設されて過去2.5年との比較になるなど、ルールを変えれば補填は出続ける。効率化を頑張り生産性を上げた者は多額の国税を払っている中、基金の借入による無理な補填発動によって営業外収入が増え、納税額が増えた一方、基金による簿外債務が発生した。全日基の提案に賛成。補填にブレーキが利く形にすべき。

（全国農業協同組合中央会）借入によるものも含め、今回の高騰における補填の発動で生産者は危機を乗り越えた。生産現場からは継続的に補填される制度に拡充してほしいと言われている。

（3）意見交換（生産者団体から基金団体に対して質問）

【質問】（中央畜産会）複合経営などもある中で、畜種別に管理した場合、事務コストの上昇につながり、逆に生産者の負担増にならないか。

（事務局より、畜種別管理・個人別管理の運用が可能かどうか、基金団体に回答を依頼。）

（全国配合飼料供給安定基金）財源管理も畜種別とする複雑な仕組みの構築が必要。どの畜種も同じ積立金で同じ補填単価という現行制度が簡明で公平と考える。農協は基金に係る事務手数料を徴収していない中、迅速に補填金を払うためには、事務負担をできるだけ軽減することが必要。個人管理については保険制度の運用に近いので、更にコストや運営経費が増高する。

（全国畜産配合飼料価格安定基金）畜種別管理は不可能ではないと考えるが、積立単価や交付額など、具体的な検討は必要。個人別管理について、基金の財源状況などの公表は可能であるが、個人別の財源等の管理は不可能。

（全日本配合飼料価格畜産安定基金）畜種別管理について、積立金、補填金の額を一組織で決定するのは大変難しい。個別管理するなら畜種別の団体が責任を持って対応すべき。3基金の統合について、各都道府県の基金協会と農協を一緒にするのは難しいが、まずは在京の3団体が合併すれば事務コストを低減でき、団体間の違いによる生産者への影響を解消できるため、団体統合は必要。

（中央酪農会議）畜種間にこれほど差があると認識していなかった。酪農は疲弊している。制度だけでどこまで対応できるか。円安下、食料安保の観点からも畜産経営を支えてほしい。

（全国肉牛事業協同組合）今回の飼料高騰は円安が発端。為替で黒字を計上する企業もある中、基金の積立ては国がやるべき。

（中央畜産会）円安の影響は大きいですが、天候不順による作柄の変化やウクライナ情勢の影響もあり、すべて国によるものという話ではない。制度の目的は激変緩和。あまりに「国で支援」と言うと、価格形成や消費者の理解醸成が進まない。

【質問】（中央畜産会）基金団体に、今ある借金の返済と今後の借金について、ご見解をお聞きたい。

（全国配合飼料供給安定基金）来年度から積立単価を上げて5年程度で返す予定。借入したのは、平時の積立が不足していたとも言えるので、平時に十分に積んで、借入を抑制できるようにしたい。生産者団体の積立金は様々な事業財源の中から総合的に支出していく。

（全国畜産配合飼料価格安定基金）他基金と同様に、通常基金の借入金返済は5年程度、異常基金は10年程度を予定。令和6年度の積立金は2,400円/トンであり、そのうちの一部を借入金返済に向け、通常基金財源を確保していく。今後、絶対に借入れは行わない姿勢ではないが、3基金とも規定において「補填額の限度は前年度の繰越財源と当年度の積立財源の合計額」と定めている。

（全日本配合飼料価格畜産安定基金）今後の契約数量が減ると積立金単価は高くなる。今後の補填発動の状況にもよるが、借金を出来るだけ早く減らし、積立単価を引き下げる必要。異常補填基金の積立金は令和13年まで飼料メーカーが負うため、大きな負担。負担が上がれば配合飼料価格に反映せざるを得ないため、借金をせずに積立金を上げないことが持続性の観点から重要。

（全国配合飼料供給安定基金）借入は現行制度でも強制されていない。補填金の単価は、上限として規定されているだけで、借入してまで満額補填をするべきでないと理事会が判断すれば、借金の必要はない。緊急補填も同様。借入は配合飼料価格の激変緩和という制度の目的を果たすために必要という考えに基づき行っている。全農基金の1契約者あたりの契約数量は全日基の半分以下であり、契約対象者は中小規模の生産者が中心となっていることもご理解いただきたい。今回の借入は、過去の借入を返済した経験も踏まえての判断である。

（日本養豚事業協同組合）飼料メーカーがどこまで身を削って農家に安い飼料を供給できるかである。それができないメーカーは業界から消えていくだろう。価格競争しつつ、補填も出るのが正しい姿。

（日本養豚協会）3月の決算を見ると飼料メーカーには利益が出ており、それで税金を払うくらいなら先に借金を返せるのではないかと。3基金を統合してコストは下げる気持ちがなくて今のままなら、各基金が別々に稼働したらとの感じもした。農家のことをもっと考えてほしい。みんなで農家を支えるという視点が欠如していないか。飼料工場も長く建て替えられていない。

（全国農業協同組合連合会）制度は激変緩和措置であり、経営全体を見たセーフティネットではない。マルキンと統合してはとの意見もあるが、マルキンは飼料価格が上がっても畜産物の価格が高ければ補填は出なくなるので、現在の制度とは性質が異なる上、補填金の交付に時間がかかる。我々は引き続き、（直近1年間の平均と比べて上昇した分の）満額が交付される制度を運用していきたい。

以上

配合飼料価格制度のあり方に関する検討会（第3回） 議事要旨

1 開催日時：令和6年3月27日（水）14：00～15：15

2 場 所：農林水産省畜産局第1会議室

3 出席者：（一社）全国配合飼料供給安定基金、（一社）全国畜産配合飼料価格安定基金、（一社）全日本配合飼料価格畜産安定基金、全国農業協同組合連合会、全国酪農業協同組合連合会、日本養鶏農業協同組合連合会、全国畜産農業協同組合連合会、全国開拓農業協同組合連合会、（協同）日本飼料工業会、（公社）配合飼料供給安定機構、農林水産省畜産局（事務局）（順不同）

4 議事及びその要旨

（1）基金関係団体からの主な意見

（全国配合飼料供給安定基金【全農基金】）論点①について、平時は通常基金、異常な値上がり時には異常基金と機能分担ができています。これを統合して、恒常的に国費を拠出するのは、国民や財務当局の理解を得られないのではないか。民間の制度である通常基金は民間に任せればいいが、国費が入った異常基金は公的な制度として、今までどおり運用されるべき。

論点②について、今回の高騰時には、異常補填の発動基準の緩和や特別対策により、国費が4割を負担している。平時から国費の拠出を求めるのではなく、こうした緊急時に限って措置してもらった方が、国民や財務当局の理解を得られるのではないか。また、一定の民間負担があるからこそ、国費による支援があると考えます。

論点③について、全農や経済連は、生産者に配合飼料を安定供給する使命を果たすためにも、生産者団体は積極的に積み立て、手厚く財源を造成しておくべきとの考え。生産者と生産者団体が協力して危機に備えるという制度の設立時からの趣旨も踏まえれば、生産者団体が積立から抜けることはあり得ない。他基金がメーカー積立を行いたくないなら、抜本的な制度改革を行わずとも、各基金の理事会で全額生産者負担にできる。

論点④について、平成30年度から令和2年度にかけて通常補填の積立金の減額・免除を行ったが、これを積み立てていれば今般の高騰における借入は不要だった。今後は保有水準を定めず積み立て、補填をしっかりと出せるようにしたい。それでも財源が足りないときには、借入を行って補填することはあり得る。他基金が満額交付しないのであれば、それは各基金の理事会で決定すればよく、現行制度でも対応可能。

論点⑤、⑥について、各基金が理事会で補填単価の上限・下限をそれぞれ決定すればよい。現行の設定を変える必要はない。

論点⑦について、基本契約の満了時に通常基金の繰越額が積立金1年分以上と見込まれる場合は、積立を免除できるという規定を変更する必要があるかもしれないが、何年分の水準が妥当かは検討が必要。

論点⑧について、早期に補填単価が判明することが望ましいが、現行の方法を変更すると補填額や激変緩和効果が低下する可能性もあり、慎重な検討が必要。

論点⑨について、それぞれの基金団体や親団体の使命・目的が異なるので、統一すると全農グループの組合員の意向に沿った運営ができなくなる。顧客情報や財源は引き続き厳密に基金別に管理する必要があり、また統合して公益法人となった場合、内閣府の監督下に置かれ事務負担は現在より増加する。

（全国農業協同組合連合会）資料2は全農グループが基金契約者に案内しているもの。生産者に制度や積立の理解醸成を図っている。

（全国畜産配合飼料価格安定基金【畜産基金】）論点①について、基金財源をどうするか検証しつつ、通常基金と異常基金を一本化したい。必要な畜種に必要な財源を充てるため、畜種別に補填財源を管理するという考え方もある。

論点②について、民間の借入を軽減するために異常補填の発動基準を引き下げた上で、異常補填は国費のみで運用されたい。民間に同額の負担を求めないでほしいという考えであり、国費の増額を求めているものではない。

論点③について、通常基金は加入生産者のみの積立、異常基金は国費のみの積立と考えているが、論点①と関連づけて検討する必要がある、加入生産者と国だけが負担すべきと言いつけるものではない。

論点④について、3基金とも「事業年度に交付すべき通常補填金の総額は、前年度から繰り越された通常補填準備財産と当該事業年度に積み立てられるべき通常補填積立金の総額の合計額」と定めているが、この数年間にそれを度々覆している現状を踏まえて、現行の規定を認識し再考すべき。

論点⑤、⑥について、現行の最小補填単価は現状に合っておらず、当該年度の生産者積立金単価まで引き上げたい。

論点⑦について、通常基金の保有水準は、今般の高騰で財源不足に陥ったことを踏まえ、2年分の積立金の繰越しが必要。

論点⑧について、現状は価格改定の4ヶ月後に判明するため、生産者にメリットがない。

論点⑨について、3基金は生産者から見れば同じような組織であり、配合飼料の購入先の選択を阻害しないよう、安定機構を軸に一本化すべき。

論点⑩について、システム導入は、ランニングコストが課題になるため、論点⑨と合わせて議論していきたい。

（全日本配合飼料価格畜産安定基金【全日基】）独自に作成した資料3で説明する。資料3の課題1、6、7を3本柱として掲げており、特に課題1、7は最優先課題。当基金に加入する畜産経営者やメーカーから、一本化については95%、3基金統合については90%の支持を頂いた。一本化でスリム化し、現行の負担割合を民間：国＝8：2から6：4に変え、民間の負担割合・積立金の軽減、負担割合の公平化につなげる。

課題2について、制度は価格高騰による影響の激変緩和のためにあるが、配合飼料価格の引上幅以上の補填が出て財源が払底するため、制度の持続性の観点から、上限・下限の設定には妥当性があると考えている。

課題3について、急騰時の特例を提案しており、基準価格の2割から3割の間に相当する部分を国が拠出すれば、今回のような高騰時でも現行の9割まで補填が可能。

課題4について、財源の枯渇と借金は重大な問題であり、借金を減額し、今後は補填の上限の設定や分割補填により借金しなくても運営できるようにしたい。

課題6について、補填単価の算定に当たっては公的データを使うべきであり、海外相場や為替などの見込みデータは使うべきでない。そういうものを指標にするなら国の責任でやっていただきたい。

課題7について、先般の生産者団体ヒアリングでも畜種別団体からは統合を希望する意見があり、生産者からも歓迎されると考えている。

（2）基金関係団体による意見交換（優先して議論する論点について）

（全国配合飼料供給安定基金）令和7年度からの新しい基本契約に向けて、生産者が納得する十分な説明が必要であり、生産者や農協等に説明するスケジュールを考えると、夏くらいには大筋を決める必要がある。論点④から⑧までについて、それぞれの基金団体で別々の対応となることも頭に置きつつ検討すれば良いのではないかと。論点⑨と⑩は3基金が合意しないと無理である。

（全国畜産配合飼料価格安定基金）夏までに何らかの方向性が出せるものは議論を進め、一方で長期間を要する論点も議論を進めないと立ち消えてしまうので、後者は令和7年度に限らず進めてほしい。論点④は可能であれば令和7年度までに3基金の足並みを揃えたい。論点⑤から⑧についても時間を要さないと思う。論点⑨と⑩は時間を要すると思われる。

（全日本配合飼料価格畜産安定基金）資料の「主な論点」は、異常補填に十分な財源があった３年前のもので現状と噛み合わない部分がある。この検討会の議論の中で再整理していくものと承知。論点①、⑤、⑥は絶対に必要。論点②と④は併せて議論していきたい。論点⑧と⑨の議論も優先してほしい。

（事務局）全農基金、畜産基金からは、令和７年度からの次期基本契約に向けて、夏頃までに合意できる内容を優先的に議論していくというとの認識であると思う。他方、その他の論点の議論をしないというわけではなく、タイムスケジュールを前提にご意見いただきたい。

（全国農業協同組合連合会）論点④から⑧のうちの優先順位となると、制度変更を伴う論点⑦の保有水準を優先したい。

（全国畜産配合飼料価格安定基金）論点⑨と論点④の２点について、農水省としてはどう考えているのか聞きたい。

（事務局）農水省としては、論点⑨は、論点の性質上、全基金にその意思がなければ難しく、全農基金、畜産基金から発言があったように将来的な検討課題ではないかと思っている。論点④については、生産者団体から「満額補填を」という声や「借金すべきでない」との声、さらに「各基金に裁量を」という声もあったことにも留意すべきと考える。全農基金から発言があったように各基金の裁量で補填単価等を設定すれば、そうした双方の生産者のニーズに応えられるのではないか。

（全日本配合飼料価格畜産安定基金）異常補填が出せない現状において、新しい業務期間に入れるのかという問題がある。持続する制度としての絵姿を生産者に示すしかない。だから、我々の示した３本柱で議論をお願いしたい。生産者に対し見直しの大きな方向性を示しつつ、当面はこうするという方針を説明しなければ、令和７年度からの新たな基本契約には入れない。

（配合飼料供給安定機構）論点①、⑨について。通常基金の３基金で統合を議論することに意見はないが、論点①の議論を経ない段階では、安定機構が実施できるのは公益事業であり、組織としてそれ以外の業務はできないことに留意が必要。

（事務局）各基金で多様な意見があるところ、時間がかかる論点もあると考えており、これらは議論を継続するとしても、各基金から発言があったように、まずは夏頃までを目安に検討を進めることができる論点を整理できればと思う。

この際、事務局より２点。

国費負担の増加については、巨額の負担は民間だけでなく国にも生じており、徒に国費の負担を増やすことには納税者の理解を得難いこと、また、畜産には経営安定対策も措置されていること、さらに、適正な価格形成や消費者の理解醸成を進めることも考慮すべきことから、慎重に議論されるべき。

次に通常基金と異常基金の一本化について。穀物相場や為替の影響を常に受ける配合飼料価格について、平時の変動は民間で対応し、異常時は国も補填に参画するという２階建ての構造は、畜産経営におけるリスクに対する備えとの意義を有しており、一本化して平時から国が負担することとすると、こうした意義は失われかねない。加えて、現在借入れを受けている金融機関との関係からも、枠組みの大幅な変更は難しく、論点①の議論には時間を要するのではないか。

その上で、改めて各団体から優先的に議論する論点についてご発言をいただきたい。全農基金からは論点④から⑧、特に論点⑦で、３基金それぞれの対応になることもあり得るのではないかという意見も含めて伺った。

（全国畜産配合飼料価格安定基金）論点④から⑧を優先。論点①から③、⑨、⑩は継続検討。論点⑧について、単価はできるだけ早く生産者に示したい。現状の補填単価は5原料で計算しているが、こうりゃんは実態としてほとんど使っておらず、そういう見直しも含めて調整可能ではないか。

（全日本配合飼料価格畜産安定基金）これだけ具体的な対応策を示しているにもかかわらず、「行政的に難しい」の一言で論点が消えてなくなってしまうのか。いずれの論点についてもしっかりと議論するものと理解しており、当方のスタンスに変更はない。

（事務局）様々な論点がある中、夏頃までにどれを優先的に検討するかということであり、商系基金の提案の論点について全く議論しないわけではないが、全農基金、畜産基金の提案を踏まえ、まずは④から⑧の論点を中心に、優先的に議論を深められるように考えたい。

（全国畜産配合飼料価格安定基金）この検討会は関係者の関心の大きい会議であり、成果を短期間で出せるもの、長期にわたるものを区別して進め、この秋までには新たな基本契約の改定に向けて生産者に示せなければならない。畜産基金はこの議論に協力する。他基金におかれても合意に向けた意識でやっていただきたい。妥協するのではなく、お互いに寄せられる部分は寄せていただくよう取り組むべきである。

（事務局）この議論は、一つの基金団体の提案をもって他基金等に考えを合わせさせるのは極めて困難。一方で、この検討会は制度の持続性を高められるかもしれない機会であるので、自らの組織だけでも変わることができることも検討いただけるようお願いする。

以上

配合飼料価格制度のあり方に関する検討会（第4回） 議事要旨

1 開催日時：令和6年4月26日（金）10：30～11：45

2 場 所：農林水産省畜産局第1会議室

3 出席者：（一社）全国配合飼料供給安定基金、（一社）全国畜産配合飼料価格安定基金、（一社）全日本配合飼料価格畜産安定基金、全国農業協同組合連合会、全国酪農業協同組合連合会、日本養鶏農業協同組合連合会、全国畜産農業協同組合連合会、全国開拓農業協同組合連合会、（協同）日本飼料工業会、（公社）配合飼料供給安定機構、農林水産省畜産局（事務局）（順不同）

4 議事及びその要旨

（1）事務局説明（主な論点ごとの検討の進め方について）

（事務局）前回の検討会における一部の基金団体からの意向も踏まえ、事務局から論点ごとの検討スケジュール及び検討方針（資料1）を説明する。「継続的に検討」する項目については、今後、慎重に検討を進める位置づけのもの、「集中的に方向性を検討」する項目については次期基本契約の手続きや生産者への説明のスケジュールも考慮して、夏ごろまでに一定の取りまとめを行うべく、集中的に議論するもの、「あり方検討会における論点の対象外」とする項目については、検討会における議論の対象とはしないこととするものと整理している。

論点①～③については、各基金団体のスタンスが異なっており、また、制度の構造の大幅な変更に関わる論点であるため、慎重な検討が必要なことから「継続的に検討」する論点とする。なお、国費負担の増加については、巨額の負担は民間だけでなく国にも生じており、徒に国費の負担を増やすことには納税者の理解を得難いこと、また、畜産には経営安定対策も措置されていること、さらに、適正な価格形成や消費者の理解醸成を進めることも考慮すべきことから、慎重に議論されるべきと考える。通常基金と異常基金の一本化については、穀物相場や為替の影響を常に受ける配合飼料価格について、平時の変動は民間で対応し、異常時は国も補填に参画するという二階建ての構造は、畜産経営におけるリスクに対する備えとの意義を有しており、一本化して平時から国が負担することとすると、こうした意義は失われかねず、加えて、関係機関との関係からも、枠組みの大幅な変更は難しく、時間を要するのではないかと考える。

論点④～⑧については、前回の検討会において、全農基金、畜産基金から集中的に議論していく論点としたい旨の意向が示されたことを踏まえ、「集中的に方向性を検討」する論点として、どのように進めるか検討したい。

論点⑨については、全基金の合意が必要であると考えているが、現時点では基金団体のスタンスが異なっており、短期的に結論を得ることは困難と考えることから「継続的に検討」する論点としたい。

論点⑩～⑪に記載がある項目のうち、「激変緩和という制度の根幹を堅持すべき」については、すでに全基金がその認識で議論いただいていると認識している。「通常基金の運用と異常基金の積立について各基金がそれぞれ計画的に判断できるように見直し」については、「集中的に方向性を検討」する論点に含まれると考えられる。その他の「事務システムの共通化」や「時代に合わせた契約や事務処理の合理化を検討」「手書伝票廃止等可能な省力化を図るべき」については、制度のあり方とは直接関係しないことから、この検討会における議論の対象からは外すこととしたい。

（2）意見交換（主な論点ごとの検討スケジュール及び検討方針について）

（全国配合飼料供給安定基金【全農基金】）制度の抜本的見直しは必要ないと考えている。ただし、論点⑩における通常基金の運用と異常基金の積立に関して、集中的に方向性を検討する論点の後でいいが、議論の中に入れていただければありがたい。すなわち、通常基金について、損金単価は3基金とも一律であること（の見直し）、異常基金の積立については経営状

況に応じて、国が積むより先に積む、または、今後 10 年間で積むことになっているがそれよりも短期間で積むことを各基金の判断でできないか。このほか、契約の事務処理の合理化については、農協から強い要望が日常的に上がっており、この検討会での議論の必要はないが、このような手法が可能かどうか会計検査院への確認をお願いしたい。

（事務局）通常・異常基金の積立については、論点⑦の議論で検討できると考えている。

（全日本配合飼料価格畜産安定基金【全日基】）集中的に方向性を検討するという観点から 2 点申し上げる。1 点目は、異常基金の機能回復のため、安定機構の業務方法書を速やかに改訂してほしい。異常基金の財源は国費分が 181 億円あるが民間分の財源は 0 に近く、しかも 609 億円の借金を抱えており、令和 13 年度までかけて返済していく。こうした状況では、異常基金は機能不全に陥っていると言っても過言ではなく、令和 7 年度からの基本契約の締結が難しいと考えている。制度が見直されるまでは一時的に国庫のみの補填としてほしい。令和 7 年度までの周知期間を考えると、この夏には打ち出して行く必要。

2 点目は、集中的に検討するに当たり、どんなスキームでやるのかという点。

昨年度は、通常補填を土俵として、緊急補填を民間 6：国 4 の負担割合で国が措置し、昨年 3 四半期にわたって発動した。この仕組みは我々が提案している通常・異常基金の一本化スキームとほぼ同じであり、難しい話でないと思う。一本化スキームが難しいという国の見解は、いささか妥当性を欠くのではないかと。夏までに検討するのであれば、国と民間の相乗りで補填をするという一本化スキームを前提として、上限・下限、財源の保有水準、借金問題等々を議論することがいいと思っている。全日基はこれらの全ての論点について腹案を示している。

（事務局）異常基金の財源が回復するまでは一時的に国庫のみで補填するという話については、冒頭申し上げた理由により困難であると考えている。一本化に関連し、緊急補填に言及があったが、緊急補填は従来の補填が 2 年間出続けること等の要件があり、そうでない状況で発動するものではない。

（日本飼料工業会）生産者や生産者団体にとっては、民間の財源がない中で、次に異常補填が発動したときに国が何をしてくれるのかというのが一番の関心事。論点④～⑧も議論すればいいが、次の異常補填の発動時には、どうするのかということは待ったなしで来る。それがデッドラインであり、それまでに国は何をしてくれるのかが出てこないとならない。全日基の提案は工業会としてもずっと要請するつもりだし、困難と言って終わりににはならない。

（事務局）困難と言ったのは、異常補填を国費のみで行うという点。異常補填のあり方について議論しないと言っているものではない。

（全日本配合飼料価格畜産安定基金）議論しないわけではないという話は重々承知しているが、異常基金については切羽詰まっている。来年 1 月から、農協系統は夏から契約に向けた説明が始まるので、その時には異常や通常の制度がこうなると説明しないといけない。

（全国畜産配合飼料価格安定基金【畜産基金】）全農基金から話があった、異常基金の積立金に関する積立時期・期間やその自由度について、畜産基金としても検討していただきたい。異常基金の財源については畜産基金も非常に心配している。令和 13 年度まで積み立てていくスケジュールを立てているが、今後、さらに異常補填が発動され、異常積立の増加が生じた場合、親団体として非常に厳しい。少なくともその間の対応については早々に検討していただきたい。令和 7 年度の契約の前に、生産者にある程度の方向性を示さねばならないと考えている。

（配合飼料供給安定機構【安定機構】）今後、新たに異常補填の発動があり、国において予算の確保が行われた場合、現行の仕組みでは、3基金に対して、相積みの可否の議論が持ち上がることになり、過去と同じトラブルが生じ得る。これは、補助金交付等要綱で国費と同額以上の積立金を求める規定があるので仕方ないことだが、この手続きを変更することができれば、今後の制度の円滑運営が期待できると思う。大変難しいことだと思うが、国にもそういった問題意識を持ってくればありがたい。

（事務局）積立については損金算入の指定もあり、関係各所との協議が必要であることも踏まえて今後議論していきたい。

（全国農業協同組合連合会）異常補填が発動すると、大きな財源が必要になるので、国だけではなく、民間も積み立てた方が財源を多く確保できると思っている。私たちにとっても大きな負担ではあるが、民間も積立が必要とあればしっかり検討して、できる限りの積立を行っていききたい。

（事務局）国はこれまで補正予算等の様々な機会を捉えて異常補填の財源を措置してきた。ご指摘があったように、同額を積むということに関して大きなご負担を頂いていることは認識。

（全国配合飼料供給安定基金）今後、異常基金へ積める基金、積めない基金が分かれる可能性があるが、今のルールでは異常基金は安定機構における1つの勘定のみなので、全農基金だけ積めば、3基金の補填財源となってしまうことを懸念。このため、安定機構で基金別の財源管理を検討いただけるとありがたい。

（配合飼料供給安定機構）今の異常基金の制度は、基本的に3基金が足並みを揃えることを前提としており、3基金が納めた資金が積立金勘定で一本化されることで基金財源が造成され、共通の単価設定にするという仕組み。今後、基金ごとに積立金・補填単価設定の考え方が違ってくれば、異常基金についてそれが可能か技術的な検討が必要になってくるのではないかな。なお、通常基金に関しては、現在も3基金がそれぞれの理事会の中で独自に設定できる。

（全日本配合飼料価格畜産安定基金）やれるところは自由にやってというのが国の考え方ならば、国は指導的役割を放棄したとを感じる。今後そういうことが進んだとして、都合がいいところは自由化して、他の所は国が規制しますという話にはならない。補填の水準も自由化する場合、積立金の改定や損金算入、異常基金の積立、基金間移動、80%ルールなど、全てを考え直す必要。また、たくさん積んでいるところは出す、そうでないところは出しませんというのは一つの考え方であるが、緊急補填は通常基金から拠出する部分が1円でも足りなければ、国からの交付金は0円であり、生産者目線で見れば非常識。今後、通常補填について各基金に裁量を与えるのであれば、異常補填についてはどの生産者にも一定額ということで考えていただき、合わせ技で大きく減らすということはやめていただきたい。

（事務局）「各基金団体において設定可」と書いてある部分については、各基金の業務方法書等に基づく事実を記載したもの。また、損金算入については、税制当局からの指定を受けるに当たっては、事業の所管省庁から説明をするように税制当局から求められているもの。

論点④～⑧に加えて、異常補填が新たに発動した場合にどのようにするのかということを集中的に方向性を検討する論点に加えて、議事を進めたいと思うがよろしいか。

（全日本配合飼料価格畜産安定基金）今の二階建て方式を前提として論点⑤を検討しても、いずれ論点①を議論して一本化すれば、再度論点⑤を議論しなければならない。論点④～⑦の様なパーツを議論しても、後ほど、全体の絵姿である論点①を議論する時に、そのパーツ

は合わないのではないかと。

（全国畜産配合飼料価格安定基金）一本化には時間を要すると認識しており、論点①は継続検討で構わない。論点①は論点⑤とリンクしているが、初めから論点①だけ議論しても、何も結論はでてこないと思う。論点④～⑧に取りかかって、論点①につながる部分も検討していくべきではないか。また、論点⑨も全農基金に認めていただかなければ統合には至らない。まず論点④～⑧を議論することが、打開策として次につながる材料になるのではないかと。

（全日本配合飼料価格畜産安定基金）国は二階建て方式を前提とした議論を考えていると思うが、対峙するものとして我々は一本化案を具体的に提案しているので、参考にしながら議論して欲しい。全農基金は変わらないという立場なので出てこないと思うが、畜産基金、国も考え方を示していただき、具体的な中身を議論してもいいのではないかと。

（事務局）論点④～⑧について合意が得られるよう、集中的に議論していくこととし、これに加えて、異常基金のあり方についても集中的に議論することで良いか。時間がかかる議題は継続課題としていく。

（全国配合飼料供給安定基金）異議なし。

（全国開拓農業協同組合連合会）当座やらないといけない課題を1つ1つ議論して方向性を見出していく。基金団体の一本化など大きな課題は、次の業務計画期間の中で整理がつく問題とは考えられない部分もあるが、国からスケジュールも示していただきつつ進めるのが良いのではないかと。

（全日本配合飼料価格畜産安定基金）論点④～⑧について集中的に議論するのは構わない。ただし、議論をしていく中で、対案の一本化方式も横睨みしながら、議論させていただく。論点⑧については、論点①と関連性が薄く、技術的な話になるので、我々の案をご参考にしていただければ来年からでもすぐできるのではないかと。

（事務局）集中して方向性を検討する論点は④～⑧に、異常基金の当面のあり方を加えて検討・議論を進めることとする。

（3）基金関係団体による意見交換（論点④～⑧、異常基金のあり方の方針調整について）

（事務局）論点④～⑦については、前回の検討会の時点では、3基金が同じ方向性とはなっていない。一方、これらの設定については、異常補填単価の設定を除いて、各基金団体で設定することが可能なもの。また、第3回検討会において、畜産基金からは「論点④は可能であれば令和7年度までに3基金の足並みを揃えたい。」「お互いに寄せられる部分は寄せていただくよう取り組むべきである。」といったご発言があったところ。論点④～⑦について、3基金の方向性が異なっていることを踏まえ、3基金で足並みを揃えるために自らのスタンスを変更する考えがあるか、または、3基金で別々の対応を採ることを良しとするか、それぞれ意向を表明していただきたい。

（全国配合飼料供給安定基金）全農基金は3基金で足並みを揃えるためにスタンスを変える考えはない。他基金が払い切りにされるのであれば、それは他基金の判断によるものであり、干渉する立場にはない。十分な補填財源の確保に努め、できるだけ借金しないようにするが、どうしても必要な場合は借入して補填を行うことも辞さない。

（全国畜産配合飼料価格安定基金）3基金で別々に制度を運用した結果、基金制度が飼料営業の材料の一つとして使われるようなことはまかりならない。従って、3基金が存在するなら、基金制度そのものの内容は異なっていけないというのが大前提。また、論点④～⑧を

十分に検討し、別々で取り組んで良いものは取り組むが、3基金で統一すべき所は統一したい。

（全日本配合飼料価格畜産安定基金）基金は3つあるが、生産者に対しては共通した制度ということでやってきた。ここにきて、運用が3基金で別々になるなら、もはや基金制度とは言えないのではないか。そうなるのであれば、補填から積立に至るすべての制度内容を再点検しないといけない。論点④～⑧を議論することに対して異議はないが、各基金がそれぞれの腹案を示すべきと考える。夏までに、すみやかに合意を得ると考えたときに、ルールを決めるのか、方針を決めるのかははっきりしていただきたい。

（事務局）今のスタンスを変更する考えがあるのかお聞きしたい。

（全国畜産配合飼料価格安定基金）スタンスは議論の中で刷り合わせる。

（全日本配合飼料価格畜産安定基金）全日基のスタンスは従来どおりであり変わらない。

（事務局）全日基、畜産基金からは、基金のスタンスを変える・変えないは今後の議論の中で検討するというので、現時点では3基金で合わせるわけではないということで承った。

論点⑧について、各基金ともに補填単価の算定を早期化したい意向と認識。他方、補填単価の算定は、平成26年に通常基金、異常基金の算定を輸入原料価格に統一したものであり、現在の算定は公的データを用いて公正性・透明性が確保されている。また、通常基金と異常基金の算定が同じであることから生産者にとって分かりやすいと考える。なお、民間の積立金は税法上の特例の指定を受けているものであり、令和7年度以降もその特例の指定を受ける必要があれば、公正性・透明性の確保や合理的な説明ができ、かつ3基金で同じ算定方法であることが望ましいと考えている。これらのことを踏まえて、何ができるのか、できないのかは今後とも議論していくこととしたい。次回以降は、論点④～⑧に加えて、異常基金のあり方についても議論していくこととしたい。

（全国畜産配合飼料価格安定基金）論点④～⑧を検討した場合、いつの時期までにまとめなければ令和7年度までに関係当局の説明・承認が間に合わない、というスケジュール感を事務局から次回に示していただけないか。

（配合飼料供給安定機構）論点④～⑧を検討するに当たって、次回、国から案とスケジュールを示してもらえば効率的と思う。

（事務局）今回の検討会において、集中的に方向性を検討する論点について絞り込んだ。事務局からの提案というお話もあったので、次回開催は当方の準備が整い次第、調整させていただく。論点④～⑦について集中的に方向性を議論して、論点⑧も議論していく。加えて、複数の基金から話のあった異常基金のあり方についても議論していくこととする。その際、事務局から方向性・スケジュール感を示していくべきとの話があったので、それも踏まえて対応させていただきたい。

以上